

会 議 録

会議の名称	第57回静岡市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和5年10月25日（水） 午前10時00分から11時30分まで
会 場	静岡市消防局葵消防署 7階 講堂
出席者	<p>1 出席委員（9人／10人） 蒔山委員、石川委員、大島委員、斉藤委員、櫻井委員 田上委員、藤田委員、前田委員、横澤委員</p> <p>2 事務局兼実施機関 総務局総務課長 小島憲之 同課係長 小泉典子 同課主査 平野玲央 同課主任主事 知久優香</p> <p>3 傍聴人 なし</p> <p>4 報道 なし</p>
議題及び 結 論	<p>1 会長互選 蒔山委員が会長となった。</p> <p>2 職務代理者の指名 会長が小西委員を指名した。</p> <p>3 静岡市情報公開・個人情報保護審議会部会委員の指名 会長が小西委員及び石川委員を指名した。</p> <p>※第57回静岡市情報公開・個人情報保護審議会開催に先立ち委嘱式を行った。</p>
審議概要	<p>1 会長互選 藤田委員が蒔山委員を推薦し、蒔山委員を含む出席委員全員が同意した。</p> <p>2 職務代理者の指名 会長が職務代理者に小西委員を指名した。</p> <p>3 静岡市情報公開・個人情報保護審議会部会委員の指名 会長が部会委員に小西委員及び石川委員を指名した。</p> <p>4 報告事項 (1) 令和4年度における制度運用状況について 【説明要旨】</p>

事務局が以下について報告した。
ア 公文書公開請求の件数等
イ 保有個人情報の開示請求の件数等
【意見等なし】

(2) 令和4年度の個人情報漏えい事故等について

【説明要旨】

事務局が個人情報漏えい事故等の件数等について報告した。

【発言要旨】

(会長)

ただいまの報告事項について、各委員から御質問等ありますか。

(前田委員)

二点あります。

まず、「【資料4】令和4年度個人情報の流出事案一覧」にあるものの中で最も多くの個人情報が漏えい等した事案と、当該事案の漏えい件数を教えてください。

次に、資料4に「敬老行事対象者リストの紛失」とありますが、これは庁内で発生したのですか、それとも自治会などの外部で発生したのですか。

(会長)

事務局に回答を求めます。

(事務局)

一点目についてです。最も件数が多かった事案は、資料4中のNo. 7「交付請求書の紛失」事案で、紛失件数は約8,200件です。補足として次点は、No. 13の「印鑑登録証明書交付申請書の誤廃棄」事案で、約5,000件です。

二点目についてです。「令和4年度敬老行事対象者リストの紛失」は、庁外で発生したものです。自治会において敬老事業を実施するために、市が対象者リストを提供していますが、当該リストを管理している方が「自宅内で紛失した」、「誤廃棄した」というものです。

(会長)

ありがとうございます。他はいかがでしょう。

(斉藤委員)

報告方法に関する意見です。事務局から代表的な事案を御報告いただきましたが、個別事案についても漏えい等件数や対応内容等について示していただきたいと思えます。この審議会の所掌として「保有個人情報の安全管理に関する措置基準」ともあるため、お願いします。

(会長)

事務局に回答を求めます。

(事務局)

御意見ありがとうございます。資料に記載するなどして次回以降対応します。

なお、今回の報告事案は、職員の事務ミスによる入れ間違い、あるいは郵便局員による誤配達を原因とするものが多く、その対応策としても複数職員による確認の徹底といった一般的なものとなっております。

(会長)

ありがとうございます。

私からも二点質問です。

まず、保健福祉長寿局における事案が多いと思いますが原因はありますか。

次に、個人情報の漏えい等の公表基準があれば、教えてください。

(事務局)

一点目ですが、保健福祉長寿局においては、業務上、郵便物や窓口での個人情報

の取扱い自体が他と比べて多いためだと考えています。

二点目ですが、公表基準については、個人情報の漏えい等に起因して市民の方に具体的な被害が発生した場合には、基本的に公表しています。

また、具体的な被害が発生していなくても、漏えいした人数が多い事案等については公表しています。

(会長)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(藤田委員)

二点あります。

まず、先ほど、敬老行事対象者リストの紛失事案について説明がありましたが、これは市から自治会に対して保有個人情報の目的外提供がなされ、提供先で情報が紛失したという理解でよいでしょうか。

次に、こうした事案が発生しないように、市では提供先の自治会を監督等するような対策はしているのでしょうか。

(会長)

事務局に回答を求めます。

(事務局)

一点目については、藤田委員の御発言のとおりです。補足として、委員改選後の初回につき、保有個人情報の目的外提供に関するルールについて説明させていただきます。

まず、個人情報保護法第69条第1項において、原則として、市が利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないことが定められています。御質問の事案に照らすと、一定年齢に達した方のリストは、本来、市が住民情報を管理するために利用している保有個人情報であり、それを自治会における敬老事業実施のために当該自治会に提供するということとなりますから、利用目的以外の保有個人情報の提供に当たり、原則禁止ということになります。

一方で、同条第2項に例外が定めており、いくつかありますが、本件では、老人福祉法の趣旨に照らして特別な理由があるものとして同項第4号の規定により提供しているものです。

二点目については、注意喚起を行うほか事業が終了した際にリストを市に返還させるなどしていますが、やはり、年に数件発生することが続いてしまっている状態となっております。

(会長)

ありがとうございました。

(3) 今後のスケジュール
省略

5 その他 (各種連絡事項)
省略

6 閉会
(会長)

それでは、本日の議事は以上となります。委員の皆様はありがとうございました。